

専用サービス契約約款 【現改比較表】 2020年3月2日現在

～2020年3月31日

2020年4月1日～

料金表

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第2類 高速デジタル伝送サービスに関する専用料

第1 臨時専用契約以外の契約に関するもの

2 料金額

2-2 加算額

2-2-5 他社接続回線が東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式
会社に係るものとなるとき

加算料

月額

他社接続回線の品目	単 位	料 金 額
64kb/sのもの	専用回線1回線ごとに	<u>7,200円(7,920円)</u>
128kb/sのもの	専用回線1回線ごとに	<u>10,000円(11,000円)</u>
1.5Mb/sのもの	専用回線1回線ごとに	<u>115,000円(126,500円)</u>

備考

- 当社は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの期間に限り、この料金額を適用します。
- 当社は、平成32年4月1日以降の加算料については、別途算定することとします。

料金表

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第2類 高速デジタル伝送サービスに関する専用料

第1 臨時専用契約以外の契約に関するもの

2 料金額

2-2 加算額

2-2-5 他社接続回線が東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式
会社に係るものとなるとき

加算料

月額

他社接続回線の品目	単 位	料 金 額
64kb/sのもの	専用回線1回線ごとに	<u>12,000円(13,200円)</u>
128kb/sのもの	専用回線1回線ごとに	<u>20,000円(22,000円)</u>
1.5Mb/sのもの	専用回線1回線ごとに	<u>180,000円(198,000円)</u>

備考

- 当社は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間に限り、この料金額を適用します。
- 当社は、令和3年4月1日以降の加算料については、別途算定することとします。

～2020年3月31日	2020年4月1日～
-------------	------------

	<p>附 則（令和元年12月25日NSク第00585837号）</p> <p>この改正規定は、令和2年4月1日から実施します。</p>
--	---